

通達甲（総. 広. 広1）第13号
昭和51年10月28日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長
交 通 部 長
防 犯 部 長

警視庁屋外広告物取扱要綱の制定について

〔沿革〕 昭和 62年 3月 通達甲（総. 広. 広1）第5号
平成 5年 11月 同（副監. 総. 企. 文）第14号
7年 1月 同（副監. 総. 企. 組）第2号
13年 12月 同（副監. 地. 総. 活）第31号
17年 9月 同（副監. 総. 企. 組）第21号
26年 4月 同第19号改正

このたび、「警視庁屋外広告物取扱要綱」を別添のとおり定め、昭和51年11月1日から実施することとしたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 交通安全指導施設設置取扱基準の制定について（昭和38年12月10日通達甲（交. 2. 安）第40号）
- 2 交通安全指導その他警察広報のための立看板、横断幕等の設置について（昭和42年4月25日通達甲（交. 規. 道2）第59号）

記

第1 制定の趣旨

従来、警察において掲出する屋外広告物については、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「広告物条例」という。）、交通安全指導施設設置取扱基準の制定について（昭和38年12月10日通達甲（交. 2. 安）第40号）、交通安全指導その他警察広報のための立看板、横断幕等の設置について（昭和42年4月25日通達甲（交. 規. 道2）第59号）等に基づき運用してきたところであるが、社会情勢の変化に伴い、一部実情に沿わなくなつたので、このたび、その取扱いの適正を期するため、関係規定を整理統合し、新たに要綱を制定したものである。

第2 要点

- 1 屋外広告物等の用語の意義を明らかにするとともに、警察において掲出する屋外広

告物の範囲を明確にした。

- 2 警察の敷地（施設を含む。）以外に屋外広告物を掲出することができる場合の基準を明確にした。
- 3 屋外広告物の規格、構造、数及び掲出方法の基準を定めた。
- 4 屋外広告物の掲出についての手続を明示した。
- 5 屋外広告物の管理の適正を図るため、掲出責任者の指定、実態は握、点検・整備について定めた。

第3 運用上の留意事項

1 第4関係

- (1) 屋外広告物を掲出するときは、掲出の必要性、効果等を十分検討するほか、その数についても掲出する場所、位置、周囲の環境等を勘案し、必要な限度にとどめること。
- (2) 屋外広告物の掲出期間は、30日を限度とし、次のとおりとする。
 - ア 具体的な情報の提供のためのものについては、所属長が必要と認める期間
 - イ 交通規制に伴う通行方法等の周知のためのものについては、その必要最小限度の期間
 - ウ 交通安全運動、防犯運動等の推進に関連するものについては、その行事に必要な期間
 - エ 主管部長が必要と認めて指定したものについては、指定した期間
 - オ 警察目的の遂行上、特に必要なものについては、主管部長又は所属長が必要と認める期間
- (3) 屋外広告物を掲出するに当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 確実に取り付け、倒壊等による危害防止に十分配慮すること。
 - イ 交通上の妨害又は道路標識等の視認効果を阻害しないようにすること。
 - ウ 都市の美観や風致を損なわないようにすること。
 - エ 工作物等に掲出するときは、その工作物等の機能を害しないようにするとともに、損傷しないよう配慮すること。

2 第5関係

- (1) 屋外広告物の規格等については、次の事項に留意すること。
 - ア はり紙には、ポスター、はり札を含むものとする。
 - イ 立看板及び取付看板を工作物等に掲出（取付け）するときは、原則としてその工作物等の幅を超えないこと。
なお、電柱に巻き付けるものについても、立看板等に準じて措置すること。
 - ウ 横断幕、懸垂幕等の長さは、道路の幅員や取り付ける工作物等を勘案し、必要最小限度とすること。
なお、横断幕、横断ネットの道路占用許可は、公益上やむを得ないものであつても、一時的使用以外は認められていないので、横幕を原則とすること。
- (2) 屋外広告物の表示内容等については、次の事項に留意すること。
 - ア 掲示する目的、場所等を考慮して、実情に沿つた具体的かつ効果的なものと

すること。

イ 文言は、簡潔、平易で、分かりやすいものとする。

ウ 立看板等には、刺激の強い内容や体裁の悪いものは避けること。

- (3) 規格等が基準により難しい場合の主管部長の承認（上申）は、原則として電話によること。ただし、特殊なものについては書面により行うこと。

3 第6関係

- (1) 広告物条例に基づく屋外広告物表示・設置届については、毎年、本部（広報課）において一括提出しているため、個々に届出をする必要はないが、届出内容を確認し、誤りのないようにすること。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定による道路占用許可については、東京都が管理する国道及び都道上については本部（交通規制課）において一括許可を受けているため、個々に許可を受ける必要はないが、その内容を確認し、誤りのないようにすること。その他の道路については、道路管理者と事前に協議をすること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による道路使用許可については、当該警察署の主管課長等が署長の許可を得ること。
なお、物件たる立看板等については、道路使用の許可対象物ではないので、許可申請の手続は要しない。
- (4) 工作物等に屋外広告物を掲出するときは、必ず管理者の承諾（原則として書面による。）を得ること。
- (5) はり紙、立看板等の掲出を警察の協力団体、町会等に依頼するときは、掲出場所、管理者の承諾等について具体的な指導をすること。

4 第7関係

掲出責任者は、屋外広告物に関して所属職員に対する教養を徹底し、関係する勤務員をして屋外広告物の実態を常には握させるものとする。

5 第8関係

特異事項とは、警察において掲出した屋外広告物について、苦情又は紛議が生ずるなど問題となるおそれのあるものをいう。

6 第9関係

照会に対する回答及び主管業務に関する屋外広告物の指導については、各主管部において行うものとするが、他の部に関連するものについては、相互に緊密な連携を図り、適正な運用に努めるものとする。

別添

警視庁屋外広告物取扱要綱

第1 目的

この要綱は、警察において警察の敷地（施設を含む。以下同じ。）以外の場所に掲出する屋外広告物に関し必要な事項を定め、その取扱いの適正を期することを目的とする。

第2 準拠

警察において掲出する屋外広告物の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の意義

- 1 屋外広告物とは、警察目的のため、屋外において、常時又は一定の期間継続して公衆に表示するはり紙、立看板、横断幕、懸垂幕及びこれらに類するものをいう。
- 2 交通関係広告物とは、交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図るために掲出する広告物をいう。
- 3 生活安全関係広告物とは、犯罪の予防、青少年の健全育成等を図るために掲出する広告物をいう。
- 4 掲出とは、広告物をその目的に沿って、工作物等に掲示し、又は取り付け、公衆に表示することをいう。

第4 広告物の掲出

屋外広告物は、次のいずれかに該当する場合に、必要最小限度の範囲及び期間において、警察の敷地以外の場所に掲出することができるものとする。

- (1) 交通関係広告物にあつては、交通事故防止のための具体的な情報提供、交通規制に伴う通行方法等の周知及び交通安全運動、交通安全日等の推進に関連する広報等のため必要があるとき。
- (2) 生活安全関係広告物にあつては、犯罪の予防、青少年の健全育成及び事故防止のための具体的な情報提供、防犯運動、地域安全の日等の推進に関連する広報等のため必要があるとき。
- (3) その他の屋外広告物にあつては、都民生活の安全と平穩の確保その他の警察目的を遂行するため必要があるとき。

第5 広告物の規格等

屋外広告物の規格及び掲出方法は、別表のとおりとする。ただし、これにより難いときは、主管部長の承認を得て変更することができる。

第6 掲出の手続

屋外広告物は、その種別、掲出方法等により、次の手続を経た後でなければ掲出してはならない。

- (1) 公益を目的とする屋外広告物については、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づく屋外広告物表示・設置届
- (2) 道路に掲出する屋外広告物については、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路占用許可（工作物たる広告物については、更に道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく道路使用許可）
- (3) 電柱、塀〔へい〕、建物等に掲出する屋外広告物については、当該電柱、塀、建物等について管理の権限を有する者の承諾

- (4) その他法令上関係官庁の承認等を必要とする屋外広告物については、それぞれ必要な承認等

第7 広告物の管理

所属長は、屋外広告物の効果の保持を図るため、次によりその維持管理に努めなければならない。

(1) 掲出責任者の指定

ア 屋外広告物を掲出しようとするときは、警察署長にあつてはその広告物を主管する課長を、その他の所属長にあつては警察署課長に相当する職にある者のうちから適任者をそれぞれ掲出責任者に指定するものとする。

イ 掲出責任者は、別記様式の「屋外広告物掲出台帳」を備え付け、屋外広告物の掲出状況の実態をは握しておくものとする。

(2) 点検整備

ア 屋外広告物を随時点検し、その管理に努めること。

イ 広告物が破損、汚損した場合は、速やかに補修等の措置を講ずること。

ウ 掲出期間の経過したもの及び掲出の必要性がなくなつたものについては、速やかに撤去すること。

第8 報告

所属長は、屋外広告物の掲出に関し特異事項が生じたときは、速やかに関係部長に報告しなければならない。

第9 その他

屋外広告物に関する照会は、交通関係については交通総務課法令係に、生活安全関係については生活安全総務課生活安全対策第一係に、その他のものについては広報課広報第三係に、それぞれ行うものとする。

別表（第5関係）

種別	規格構造	提出方法
はり紙	B1版（72.8cm × 103cm）以内とする。	原則として掲示板に提出する。
立看板	板面は1平方メートル以内、高さは路面から2.5メートル以下とする。	1 工作物等に掲出するときは、ひも等で定着させる。 2 道路に掲出するときは、原則として歩道の車道寄りの側端又は路端とする。

取付看板	板面は2平方メートル以内とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 工作物等に取り付けるときは、看板の下部を土地に埋め込むなど確実に固定する。 2 道路上空に架設された工作物等に取り付ける場合は、その下端の高さが路面から車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上とする。
横断幕 横断ネット	<ol style="list-style-type: none"> 1 幕、ネットの幅は1.5メートル以内とする。 2 資材は布類又は金属製で丈夫なものとする。 3 架線は鉄線又はワイヤロープ等を用い、十分風圧に耐えるものとする。 	<p>設置する場合は高さは、その下端が路面から、車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上とする。</p>
懸垂幕 横幕	<ol style="list-style-type: none"> 1 幕の幅は1.5メートル以内とする。 2 資材は布類で丈夫なものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等を利用して道路に懸垂する場合の高さは、その下端が路面から、車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては3.5メートル以上とする。 2 道路上空に架設された工作物等を利用して懸垂する場合の高さは、前1に準ずる。